

「学位論文利用許諾書(修士)」の提出について

慶應義塾大学三田メディアセンター

慶應義塾大学三田メディアセンターは、貴重な情報資源である修士論文(以下、論文)を教育・研究活動の推進に役立てています。三田メディアセンターが提供するサービスの一部は、著作権法の定めにより、著者の許諾が必要です。以下の内容をよくご確認の上、「学位論文利用許諾書(修士)」を提出してください。許諾書の内容は、後から変更することもできます。

三田メディアセンターが提供するサービス(基本)

すべての論文が対象となります。

◆目録情報の公開

- 論文の目録情報*を慶應義塾大学蔵書検索システムへ登録し、塾内外からの検索を可能とする。

〔将来的に慶應義塾大学が学位論文データベースなどを構築した場合、論文の目録情報*をシステムに登録し、塾内外からの検索を可能とすることを含みます。〕

*目録情報=著者氏名、論文タイトル、ページ数、大きさ、学位、授与年度、出版年、学位授与年月日

◆冊子体の所蔵と閲覧

- 三田メディアセンターの所定の書架に蔵書として配置し、利用者の閲覧に供する。

著者の許諾に基づいて三田メディアセンターが提供するサービス(任意)

「学位論文利用許諾書(修士)」で著者がサービスの提供を許諾した論文だけが対象となります。

◆冊子体の貸出

- 三田メディアセンターが利用を認めた利用者の学術研究上の求めに応じて、論文を館外へ貸し出す。

◆冊子体の複写

- 三田メディアセンターが利用を認めた利用者の学術研究上の求めに応じて、論文を複写し、提供する。

◆電子媒体の公衆送信

- 将来的に慶應義塾大学が学位論文データベースなどを構築した場合、電子媒体へ変換した論文の要旨および(または)全文をシステムに蓄積し、インターネット上で公開する。
- 公開した論文は、閲覧者によるダウンロードおよび印刷を可能とする。
- 公開範囲(三田キャンパス内で公開/慶應義塾内で公開/一般に公開)は、著者の許諾に基づく。

【個人情報の取り扱い】

許諾書にご記入いただいた個人情報は、三田メディアセンターにおける学位論文管理業務にのみ使用します。慶應義塾の個人情報保護法に関する基本方針は、慶應義塾および三田メディアセンターのホームページをご覧ください。

【著作権について】

「学位論文利用許諾書(修士)」は、著作権のうち複製権、公衆送信権についての許諾をお願いするものです。図書館等における著作物の複製は著作権法 31 条で、公衆送信権は著作権法 23 条で定められています。修士論文は公表された著作物にあたるため、1ページの複写でも著作権者の許諾が必要となります。

【許諾書に関する問い合わせ先】

慶應義塾大学三田メディアセンター 閲覧担当

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45

Tel : 03-5427-1654 / Fax : 03-5484-7780 / E-mail : mmc-cir-group@keio.jp